

環境社会配慮助言委員会

第5回 全体会合

日時 平成22年10月22日（金）15：30～18：00

場所 JICA研究所 大会議室

（独）国際協力機構

午後 3時30分開会

○村山委員長 それでは、第5回の全体会合を始めさせていただきます。

きょうは、まず助言案の紹介と文書確定というのがありますので、そこから始めたいと思います。

○河添課長 助言案の確定について、こちらから簡単に概略をお話しさせていただきます。

エジプトのカイロ地下鉄4号線の整備事業について、協議を行いました。この事業の概要ですけれども、地下鉄約17キロ、15駅の建設事業です。本件は、鉄道セクターということでカテゴリーAになっているものです。カイロの市内からギザに向かう、西のほうに向かう鉄道の建設事業です。この中では事業の立地、あるいは、地下水の問題等々議論がされました。住民移転等社会環境面の影響自体は大きいものではありません。ですので、その意味では社会環境面の問題は最小限におさめられるようになっているということです。

事業の意義ですけれども、都市化が進む中で、自動車の交通渋滞が激しくなっており、道路依存の軽減を図るとともに、公共交通機関の整備もやっていかなければならないという中でこのような事業が提言されてきました。エジプト政府でも総合交通調査というものを実施して、本件は最優先事業の中の一つに位置づけられています。

ちなみに地下鉄1号線から3号線まで開通しているという状況です。

本件の主査を務めていただきましたのは村山委員長ですので、村山主査から助言案について、説明いただければと思います。

○村山委員長 資料が後ろのほうに2つついているんですが、1つは助言案検討の経緯というのが1ページ目にあるもので、その後助言案が21項目にわたって整理をさせていただきました。それから、もう一つの資料が表の形で整理されているもので、こちらが10月13日に開かれたワーキンググループの際に質問、コメントとして出されたものです。それに対応して助言案をどういう形で整理をしたかという、対応表を別につけさせていただきました。

1つ目の資料に戻らせていただいて、これまでの経緯ですが、10月13日水曜日にワーキンググループを開くことになりました。ワーキンググループの委員としてこちらに上がっている方々になりますが、これに加えて武貞委員にも、当日はご参加いただけなかったのですが、書面で質問とコメントをいただいております。それに対してJICAの担当部からもコメントをいただいておりますので、その内容も反映する形で助言案を作成したという経緯があります。配付された資料についてはこちらにある6点で、適用ガイドラインは、新しい、ことし4月のガイドラインということになります。全体会合、きょうになりますが、14時半開始というのは15

時半です。後で修正をしたいと思います。

助言案ですが、21項目にわたっております。まず、環境影響ですが、中項目として4つあります。1つは工事中の影響ということで、ここには3点上がっていますが、1つは有害廃棄物が発生した場合どうするかという話、ワーキングの中では基本的に有害廃棄物の発生は想定されていないということでしたが、資料の中ではそういう書きぶりでもなかったもので、その点について確認をしたいというのが1つです。

2つ目は、地下鉄の工事になりますので、地下水の浸出が発生した場合の対応について記載をしてほしいということ、それから、エジプトのカイロが対象ということなので、十分これまでも検討はされているんですけども、万が一歴史的な埋蔵物が発見された場合の検討も加えてほしいということ、この3点です。

供用時については2点で、生態系への影響について、これも検討はされているんですが、十分な説明を加えてほしいということが1つです。それから、5番目は振動のことですが、供用時については騒音について既に検討は加えられているんですが、振動についても改めて検討を加えてほしいということが上げられています。

6番目は、既に1号線から3号線までスタートしておりますので、その中での経験を反映するという、それから、7番目は地下鉄の工事ということになりますので、これまでの交通からのシフトによるプラスの効果について説明を加える、そういうことが望ましいのではないかとということが上げられています。

8番から12番が環境モニタリングの点で、最初の8番は地下水の水位については3カ月間という限定がされているのですが、これについて、異常が発生した場合も考慮してもう少し延長することを考えたかどうかということがあります。それから、9番目には、大気、騒音を含めて、監視の頻度、期間が明確になっていなかったもので、そこを明確にしてほしい。それから、10番目は定期的なモニタリングの結果がどういうふうに反映されるかという点も明確ではなかったので、その点を明確にしてほしい。11番目は実施機関についてですが、これも一部不明確な状況がありましたので、可能な限り特定をしてほしいということです。12番は、結果が出てきた場合の公開方法ですが、これについてまだ十分調整が必要ということがありますけれども、可能な限りこれについても公開ということも考えてほしいということがあります。

13番から19番が十分なカテゴリー分けができていないんですけども、用地取得からステークホルダー協議に至る内容になります。13番が住民移転、居住者だけではなくて、その対象となる地域で商業を行っておられる方も含めて、移転政策の枠組み、ここではR P Fと呼ばれて

いますけれども、これに関して、これまでの調査から変更される点が出てきた場合はそれについて明確にするということです。

14番は、情報提供と説明ということですが、確実なことがわかった段階で、そういった移転対象者に対して説明をするということを実施機関に確認をしてほしいということです。

それから、15番は、今月なんですけれども、追加的な協議の機会があるということです、それをRPFに反映をしてほしいということです。

ちょっと細かい点になりますけれども、16番は主に移転の関係で行われた補足調査の中で、実施担当者が不明確な点があったのでそれを加えてほしいということです。

17番は影響を受ける中でも極貧層への対応について、記載の内容に一部不明確な点があったので、非正規居住者も含まれるということを確認をしてほしいということを追加しています。

18番は、JICAのガイドラインと、それから現地の対応、必ずしも整合している点がない部分もありますので、その点についてはガイドラインと整合するように確認をしてほしいということです。

19番は、移転政策を実施するための予算の規模について、一部情報が不明確だったのでその点も確認をしてほしいということです。

20番は情報公開の点なんですけれども、こちらについては、既に作成がされているEIAのレポートについて、現地の住民がアクセスしやすい形をとってほしいということです。

最後、21番ですが、移転の場合の苦情処理の関係で、実施の体制、それから運営方法についてより具体化してほしい。特に補償、それから支援、補償と支援の区分けは現地の制度で行われる補償、それからJICAのガイドラインで、現地ではカバーされていないけれども、ガイドラインでカバーされている、その点については支援という言葉が使われているんですけれども、その対応について枠組みを提示してもらおう。それから非正規者の対応についても取り扱うということを確認してほしいということになっています。

細かな点は表でまとめられていますので、適宜ごらんいただければと思います。こちらは質問も含めて表になっていますので、既に質問の中で十分な回答がされているものについては助言案としては含めていない。加えて、助言案のコメントとして出されたものでも既に回答の中で十分であるというものについては最終的な助言案の中には含まれていないということになっています。

私からは以上ですが、ワーキングの委員の方々に何か補足、追加がありましたらお願いいたします。

あとは、ほかの委員の方々でお気づきの点がありましたら、ご質問も含めてお願いしたいと思います。

○福田委員 恐らく、この件が環境レビュー段階における助言という意味で最終になるという理解ですね。その関係で、環境レビュー段階において、この助言委員会が何をすべきなのかという観点からご質問させていただきたいと思っています。

というのは、語尾を見ていくと、だれが何をすべきなのかということについて、いろいろぶれがあるかなというふうに思っています。私たちが、今から環境レビューの入り口にある J I C A の皆様に対して助言をするということなので、基本的には、私たちがここの段階でやるべきことというのは、環境レビューの中で J I C A、特に J I C A の審査部の皆さんはこの部分についてきちんとできているかどうか確認してくださいということを助言するというのが、まずは基本的なラインだろう。そこで、例えば何か取りこぼしがあるようであればそれをきちんとどのように対応するのか確認する。あるいは、その内容の中で特に法的なローアグリネット担保すべき点があるのであればそういうものを指摘するといった内容がこの段階で助言委員会としてやらなければいけない基本的な部分なのかなというのが私の理解です。もし、これについていろいろなご意見があるかもしれないんですが。

それを前提にすると、一つ一つの助言を見ていくと語尾がよくわからないところがあります。例えば 1 番は確認することとされていて、これは J I C A が確認することということで受け取らせていただくとして、そうすると、2 番の第 1 文は、排水処理をどのように行うか明確にすること。明確にするのはだれなんだろうということが実はよくわからない。これは実施機関が明確にしているかどうかを J I C A が確認することという趣旨なのかどうなのか、これからはよくわからない。

それから、その 2 番、第 2 文を見ると、記載することという助言案があって、これはだれがこの内容についてどこに記載することを助言しているのかということが非常に不明確ではないかという印象があります。

3 番目にいけば、検討すること、これはだれが検討するのか。J I C A が検討するのか。実施機関が検討するのか。実施機関が検討する場合 J I C A として検討していることを確認すべしという趣旨なのかどうかということです。

そういうふうに見ていくと、いろいろ今までのような開発調査あるいは協力準備調査に対する助言とは違った性質という今回の助言の性格を前提にこの助言案を見ていくと、実は表現としてよくわからないという思うところが多々あるということがありまして、この点について今

回の助言案を担当されたワーキンググループの方はどういうふうなお考えでこのようにまとめられたのかということを伺いたいと思います。

○村山委員長 まず、主査として私からお話をしたほうがいいと思いますが、今、福田委員からお話しされたことについて、ワーキングの中で特に議論がされたという経緯はありません。事実としてそれはないということです。結果的に行われたことは、1ページに書かれている資料をワーキングの委員が対象として、その中で出された意見をまとめてきたということです。ですから、福田委員がおっしゃるような観点で検討が加えられていないという意味では修正すべき点があるかもしれません。

修正するとすれば、例えば2番の点については、記載することというのはこちらに出てきている文章の中に記載をする。加えるとか、それから検討することというのは、こちらの文章の中に出てきている文章の中で追加的に検討を加えたほうがいいということなので、そういう意味では、最終的にJICAで確認をする中でこういう点を追加したり検討したらどうかということが出てきているという整理になるかなと思います。ですから、そういう理解でよければ語尾を修正したりすることになるかなと思います。

ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

○田中副委員長 今、福田委員からご指摘の点、確かに迷うところがありまして、私は事務局に確認したほうがいいかなと思ったんですけれども。1枚目にどういう資料をもとに議論したかというのが、リストがあります。私がワーキンググループメンバーとして審査に取り組んだ姿勢というのは、4番に環境レビュー方針という資料があります。これは、つまり環境影響評価書(1)(2)(3)を踏まえて、JICAとしてこういう方向で環境方針を考えていきます、それから、その理由はこういうものです、対応策はここが対応を考えていますという文章を簡潔にまとめているわけです。これが一種の環境レビュー方針です。そういう認識のもとに、これに対して、審査側としてどういうコメントを出したらいいか、あるいは指摘をしたらいいか、そういう観点から本件の審査に当たりました。

ですから、村山座長からも話が出たように、例えば明確にする、対応するというのは、この書き方では不十分なので、より丁寧に検討してほしいという、そういう趣旨でおりました。しかし、ご指摘を受けて今改めて読んでみると、私とはまた違う観点から意見を出された部分があったのかもしれません。私はそのように思って、主に環境レビュー方針に対して意見を出したというつもりでいました。その点は多少、確かに私も含めて、このあたりの認識の共有がなされていなかったかもしれません、そういう印象は、今ご指摘いただいて改めて思いました。

○村山委員長　ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○武貞委員　私自身は、先ほど村山主査からお話があったように会合には参加できませんでした。たしか会合以前に J I C A からいただいた資料の中に、こういう部分について助言をいただきたいというところに、たしか環境レビュー方針に対してという明記が一応あったと思います。田中委員と同じように、これの要確認事項という部分がこれから J I C A で審査の過程を経て確認をしていく部分だということで、ここで抜け落ちているもの、もしくはこういうことを確認すると、今、書いてある部分で不足があるものについて助言をしていくんだというふうに行いました。ただ、実際にそういうふうな助言を考えていく中で、必ず、多分ほかの委員の方も引っかかった部分があると思うんです。これこれを確認してくださいというふうに J I C A にここで助言をする。確認をしたところ、実は相手側の対応に不足があったとしたら、そこから先はではどうするかという話がどこかで出てくると思うんです。そういうところも含めて、例えば仮に何々がなされていないのであれば、今後こういう対応をとるように実施機関に言うべきだということまで助言に書き込むのかどうかというので、多分皆さん悩まれたりしているところがあると思うんです。それを全部書いていくと、結局あり得べき、環境審査の結果あり得べきものを全部並べて、その場合はこうしろ、その場合はこうしろみたいな形になってきってしまうので、多分非常に煩瑣になるのであろう。今回はレビューというところまでで、どういふところを確認するのかというところまででとりあえず切って、助言をしておくのかなというふうに対応をしています。

きょう一緒に添付されている、この資料の一番最後のところに、ワーキンググループでの質問・コメントの欄に入っているんですけども、私自身は参加していなかったので何とも言えないんですが、ガイドラインでは、「環境レビュー段階」で助言とあり、必ずしも「環境レビュー方針」についての助言に限るものではないという、このコメントがもしなされているとすると、多分福田さんと同じような感じで疑問を持たれている委員の方もいらっしゃるのかなという気がします。

○福田委員　まずこの段階で、今、武貞先生からお話があった何をすべきかというお話なんです。そこは確かに段階的な話があり得るところだと思っているんです。基本的には、例えば今手元にある資料で何か確認できない事項があるときに、ここについても確認してきてくださいよと J I C A にお願いするというので、まずは一つは大丈夫だろう。ただ、それがガイドラインの遵守という観点から、そこが確認できなければそもそも融資すべきでないというような内容のものというのは、それはそれであり得て、そこについては、例えば相手国がそこにつ

いてきちんと行動計画を作成していることを確認することという表現をしたり、あるいはこれが確認できなければそもそも融資を行うべきではないという、その助言をしたりという、そういう濃淡は確かにあり得るだろうと思っています。なかなかその濃淡まできちんとこの助言の中で詰めていくのは大変だと思うんですが、そこは実は詰めていくと、恐らく考えなければいけないところなんだろうと思うんです。

今お話があった中で、1つは1ページ目の資料の関係で何点かお話があったと思うんです。環境レビュー方針という紙があって、これについて基本的には検討したというのが、多分田中先生のおっしゃることで、基本は多分そうだろうと思うんです。ただ、現実の助言を見ていると、実は13番だけ環境レビュー方針にこれをきちんと書いてくださいよという助言があるので、実はほかの部分については、ではどうなんだというところがあるんです。原則はこれだと思うんです。私は田中先生のおっしゃるとおりだと思っています。今から環境レビューに行く際に、恐らく審査室の方がもって行って現地の実施機関と議論するための材料として横長の英語の紙をつくっていらっしゃるわけです。そうすると、まずはあそこできちんと確認することが網羅されているかどうかというのが、私たちとしては助言するということになると思うので、まずはそこがベースになるということはそのとおりだと思うんです。

それ以外に、例えば協力準備調査の報告書等に記載されている内容についてもっと盛り込みという話が、例えば丁寧な記載であるとか説明というようなことが含まれるとすると、それはこの段階で助言すべき内容かどうかということについては、私は疑問があるんです。私たちが今求められているのは協力準備調査のドラフトに対するコメントではなくて、あくまで審査、レビューに対する助言ということになりますので、そもそも協力準備調査の報告書に対してコメントすることは求められていないというのもありますし、もっと重要なのは、審査の中で問われるべきは実施機関のコミットメントであって、JICA側が行った調査の密度ではないはずなんです。JICA側が行った調査はあくまでも実施機関がどこまでやっているのかというのを見てきて、コンサルタントの方をお願いして見てきていただいて、それが報告書として出てきているとは思いますが、その記述を幾ら充実したとしても、その充実した記述について、だからこれをやるんですという実施機関側のコミットメントがなければ、それはJICA側の報告書に書かれているだけのものであって、環境レビューにおける確認としては恐らく不十分になってしまうのではないかなというふうに思います。そういう意味で、この記載とか検討あるいは説明という内容が助言中に出てくると、これはどこにいくのだろうということ、私は助言案を見て疑問だなというふうに感じているというところなんです。

以上です。

○村山委員長　いかがでしょうか。もしよろしければ一旦事務局で何かコメントがあれば伺いたいのですが。

○河添課長　助言自体に我々が口を挟むのも差し出がましいと思うのですが。トーンについてはいろいろとあるのは仕方ないのかなというところではありますが、その一方で、今お話がありましたとおり、我々は助言を踏まえて、審査をするという段階です。ですので、過去の報告書にさかのぼり、不足があるというところがありご指摘があるのであれば、我々はそのことについて実施機関に対して確認し、あるいは我々の要件をまだ満たしていないので、その部分について確認するため、調査団が補足の情報なりを確認してくるわけです。ですので、ここでご指摘いただいたことの幾つかの点については直接実施機関に問い合わせ、またさらに調査をして、我々の要件が満たされているかどうかというのを確認していくのがJICAの姿勢でございます。ですので、助言の中で、もし例えば協力準備調査の中で不足しているものがあるということであれば、その点をご指摘いただくのは結構ですけれども、それにさかのぼって修正するというものではないことをご理解ください。我々は確認したものを相手国政府等との合意文書で交わしていきますので、そういう意味では一個一個、助言をふまえて確認していく作業は行うわけでございます。

○村山委員長　ほかの委員の方いかがでしょうか。仮に福田委員のおっしゃるような方針でいくとすると、我々が行うべきは、環境レビュー方針が1つあります。それからほかの資料としては相手国が実施している調査あるいは方針ということですか。

○福田委員　そうですね。ここでもちろんE I Aの報告書あるいはその承認文書、あるいは相手国の、これから見るとリセットメントフレームワークとか、そういったものということになりますね。

○村山委員長　例えば、今回3)で協力準備調査報告書というのがあります。私の記憶では、たしかこれが住民移転政策に関する細かな調査の内容になっているんです。これを読まないと社会配慮に関する内容については基本的にわからないという状況なんです。その場合に、どういう対応をすればよいのでしょうか。

○福田委員　現実問題として、この案件の話に落してみても、住民移転計画の進捗状況というのはどういう状況なんですか。

○河添課長　E I Aは既にできています。それは皆様にお話ししました。住民移転の部分ですと、まず住民移転フレームワークです。どういう移転計画あるいは方針、補償方針なりを持っ

ているのかというところでの文書まではできているということで皆様にご確認はいただいたものです。

○福田委員 今後は。

○河添課長 そのような文書が要件を満たしているかということで、まずは先方政府と確認をするというところから始めるわけです。

○福田委員 住民移転計画についての今後のスケジュールというのはどういうふうになっているんですか。

○河添課長 まず補償方針の確認をしていくわけです。それがちゃんと履行されるかどうかという、体制の中まで確認をします。あとは、住民センサスです。既にどこにだれがいるというところまでは大体わかっておりますので、その細かい調査もこれから確認していくということでございます。調査の方法です。

○武貞委員 私の理解では、Resettlement Policy Framework、R P F と書かれているものが現在策定中だというステータスですね。それがたしか11月にできるというふうに環境レビュー方針には記載されていたと思うんです。なので、今回11月にできるもの、J I C Aさんから聞いている話というのは、そのR P Fの骨子に当たる部分はもう既に今回配付した資料の中に入っていますと。それは多分先ほどの協力準備調査報告書の補足調査のところに骨子が入っているということだったので、であれば、骨子はもちろんここではレビューができる話ですけども、でき上がってきたフレームワークについては、まだ見られないものだということで、それを出てきたところで確認をしなければいけないんじゃないか。そういう理解でいます。

○河添課長 少し補足させてください。皆さんごらんいただいたのは、そういう意味ではドラフト段階のものでした。ドラフト段階のものをご確認いただいて、さらに補足の点があるかどうかというところでお話も伺ったということだと思います。審査の段階では完成版ができているはずなので、その完成版が要件を満たしているかどうかというところについて確認していくというのが、審査の中での内容です。

○福田委員 ガイドラインの要件との関係で、まず大規模な非自発的住民移転が生じるという場合であれば、そこを聞いたかったのです。大規模ではないという理解なんですか。

○河添課長 はい、大規模な非自発的住民移転は生じません。

○福田委員 ただ、最初の村山先生のお話に戻ると、基本は相手国がつくっている、今回であればフレームワークが環境ガイドライン上の要件を満たしているのかどうかということ、私たちとしては見ていくということなんだろうと思うんです。ただ、もちろん住民移転計画の場

合は120日前公開であるわけではないですし、ある程度この段階ではドラフトしか用意されていないということはプロジェクトの進行状況としてはあり得るということにはなるかと思うんですが、いずれにしろここで私たちが見なければいけないのは、相手国がこういうふうにするというふうコミットしているところの計画であって、恐らく協力準備調査の報告書というのは、それが今どういう状況にあるのかということについて調査団に調べてきていただいたことが情報として我々に提供された、そういう位置づけになるんじゃないかなというふうに私は理解しています。

○村山委員長　ですから、例えばE I Aの報告書として1番目に配付資料で上がっているものを読んでも、社会影響は書かれていないんです。ですから、相手国の資料だけではこの段階では内容はわからないという状況が事実としてありました。J I C Aが行っておられる調査についても我々としては対象にして、不足がある、あるいは確認したいということがあれば助言の中に入っているということなので、基本は恐らく福田委員がおっしゃるようなことなんだと思うんですが、少し完全に分けられない部分もあって、その点も含まれているという理解はしているのかなと思っています。ただ、最初に戻ると、福田委員が提起されたような問題意識で今回このワーキンググループを開いて助言をまとめたという経緯がないのも事実ですので、もう一度私のほうで、特に語尾については確認をして、もし修正すべき点があれば行って、最終的にまとめたいと思います。

○福田委員　私の理解だと、恐らく助言の最初に以下の各点についてJ I C Aは環境レビューにおいて確認すべきであるという、全体に係る表現があった上で、その具体的な確認すべき内容として1、2、3、4、5というふうに出てくるということになるのかな。そして、例えばその確認の仕方について、J I C A助言委員会として何かJ I C Aに伝えたいということがあればそこについても付記する。例えば1番であれば処理方法や排出について、そしてJ I C Aは、その方法として現場の目視も行うべきであるというような形で整理していただくといいのかなというのが、私が考えている環境レビュー段階への助言のイメージです。

○村山委員長　その点も含めて一度私のほうで案を作成して回してみたいと思いますが、ほかに何かご意見がありましたら。

○武貞委員　私も今福田委員がおっしゃったような形でまとめるのが、統一性もきちんととれると思いますし、そういう形で進めるのがいいと思います。

○田中副委員長　審議の過程で、我々委員から環境レビュー方針と背景文書を読んでコメントなり質問を出したときに、例えばきょうお配りいただいたリストでいくと、2ページの5番と

いうところに、私は質問として出しました。Water Qualityというところに、二酸化銅 $\text{Cu}(\text{OH})_2$ が含まれている、こういう記述があるんです。これについての排水処理をするという記述がある。なぜこういうものが出てくるのかと私疑問に思ったものですから、そもそもこういうものが出てくる仕組みがどういうメカニズムで発生するのか。それから、あえていえば、Cu、二酸化銅以外に必要な、あるいは処理すべき重金属があるのではないかとということで聞いてみたんです。そしたら、2回目のワーキンググループの当日、13日での回答の中に、実は二酸化銅を出さない事業計画に変えました、そういう説明が事業部からあって、最初の計画段階ではそういう二酸化銅が出る計画だったんだけど、出なくなりました。したがって、環境レビュー方針を変えますという回答があり、いわば差しかえのレビュー方針が出てきたんです。その部分は表現をこのように変える。それを考えると、そのような方針変更は一体どうなるのかと思ひ、しかし、新レビュー方針が出てきた、しかもそれは事業計画を変えるという内容でした。そこで、どういうプロセスで変更したんですかと聞いたら、最初レビュー方針をつくってから今日までに変わりましたというから、そんなに都合よく変更があるものかと思いつつ、新しいレビュー方針が出てきたものだから、ではそれで了解したということで助言案に入れなかったんです。ですから、どのタイミングの方針案に対して審査意見を出すのかという点もあるわけです。つまり、今のような話で、事業部サイドが第一段階で委員会に提示した、ある種付議したレビュー方針を変えました。こういう手違いがあり違う表現が載ったので変えました、こういう話だと思ったんです。そういう経緯に対して、助言委員としてどこまで追求するのかと思いました。これは私は質問に対する応答で了解をしましたので、助言案には載せませんでしたけれども、そういう経緯もありました。コメントです。

○村山委員長 ワーキングの当日は表の中の左側が出てきて、それに対する回答もいただいているという状態です。回答についてはこちらに掲載はしていないということです。当日の資料を確認すると、今、田中副委員長が指摘された点については、協力準備調査の補足調査の中で電化方式が変更されたということなんですね。それが環境レビュー方針の中には反映されていなかったという理解でよろしいんですね。

○田中副委員長 環境レビュー方針そのものを変えた例が、これ以外にもたしか二、三カ所あったと思うんです。レビュー方針そのものが変わってきたという事例です。だから、そういうのはどうかなと。要するに指摘事項に含めるべきか、そちらで変えたのでいいのかとか、いろいろ考えたところなんです。

○河添課長 計画の内容が方針を立てた後が変わって、今回のように、そもそも環境影響があ

るのかどうかというところで問われていることが実は問題なしに変わったということは、これからもあり得ると思うんです。計画自体が何らかに変更された。そのときは最新の情報を皆様にお知らせして、その上での審議させていただくこととします。その場で変更を言われてもという話ですね。できるだけその点は配慮はさせていただきたいと思います。

○村山委員長 ただ、基本的には環境レビュー方針は最新の計画に基づいてつくられるべきです。ですから、それができていないということは、方針が非常に不備があると言わざるを得ないですね。というのは、補足調査は我々は一部しかもらっていない。環境社会配慮の部分しかもらっていないので、この点についてあらかじめ確認することはできなかった。事業そのものの内容についてはもらっていないので確認しようがないです。もちろん計画が変更されることはあるでしょうし、それは別におかしくないことだと思うんですけども、それであれば最新の計画案に基づいて方針は立てられるべきですね。

○河添課長 そこは今後気をつけます。

○村山委員長 ほかの点でいかがでしょうか。もしよろしければ、骨子としてはきょうお出しをした21項目になると思いますが、表現の問題、それから最初のところで、先ほど福田委員がおっしゃったような基本的な確認の方針について記載を加えるということで、少し修正をさせていただきますので、それを確認していただくということで進めさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この案件に関する助言についてはそのような形でまとめさせていただきたいと思います。

では、次ですが、11月以降のワーキンググループの会合で担当者の選任もきょう行わせていただきたいと思います。2つあります。では、説明をよろしくお願いいたします。

○河添課長 この場では、本来的には案件の概要をご説明させていただくことになっておるんですけども、この前の会合の中でも、皆様お忙しいのであらかじめ日にちだけは押さえてということでお話もいただいておりますので、案件の概要説明はまた後日に回して、こちらでワーキンググループの開催予定をまずお話しさせていただきたいと思います。1点目がナミビアのウォルビスベイのコンテナターミナル、この環境レビューの件です。このワーキンググループの開催11月24日、約1カ月後に予定しております。もう一件がウガンダの水力開発マスタープラン、この件は開発調査で、ドラフト・ファイナル・レポートの報告会を行うものです。水力開発マスタープランについては、以前に既に委員の方に審議していただいておりますので、可能であればその継続としてお願いしたいところであるのですけれども、その辺はお任せした

と思います。ローテーションどおりいきまると、1件目のナミビアのウォルビスベイのコンテナターミナル、この案件についてはBグループ、ウガンダの水力マスタープラン、これについてはCグループになってくると思います。その一方で、ワーキンググループの開催予定については、まだ日にちについては前後できるので、特にナミビアの案件、24日のBグループの方なかなか予定が合わない方が多いんです。ですので、この場で可能な方はぜひご参加いただけるような形で調整を図りたいのですが。

○村山委員長 まず確認ですが、ウガンダの案件については、この委員会の前の組織であった審査会でスコーピング段階は扱ったということですね。先ほどのお話でいくと、前の審査会にも参加されていた委員の方にごらんいただく。

○河添課長 できるだけ多く入っていただいたほうが、過去の経緯も踏まえてということではないかと思うんですが。

○村山委員長 それから、最初のナミビアの件ですが、これをBの方にお問い合わせするとすれば、少なくとも水曜日の開催は無理なんじゃないですか。

○河添課長 難しいですね。ですので、そのあたりは調整して、月曜日か金曜日でも結構でございますので、この週の22日か26日にご都合のよろしい日で調整を図りたいと思うんですが。

○田中副委員長 そのことで、この2つの案件だけではなくて、全体のグループ分けのことも含めてご提案というか、皆さんと意見交換させていただきたいと思います。たまたま10月は月曜日の開催がワーキングが多くて、たしか月曜日に4回か3回か集中して毎週入るような感じになっているんです。それはそれで月曜日のグループというのはご出席の皆さんに過重な負担がかかっているし、逆にいうと月曜日でご都合が悪いという委員からすると、ある意味そこに参加できないという、2つのジレンマがあるわけです。したがって、月曜日によってしまったというのは、最初はその週の木曜日とか水曜日に予定したんだけど委員がうまく調整できなくて月曜日が一番出席が可能なんだろうということで持っていった、それでも六、七人ですか。私の考えは、思い切ってA B Cのグループをもう一回再編をしまして、端的に言うと月曜日に都合がいい方、金曜日に都合のいい方、それから第3は水曜日ですか。ですから、月曜日ワーキング、金曜日ワーキングと決めて、それを定例的に月の第2月曜と、翌週の金曜日とか、セットしてしまう。そこに自動的にかけていくというスタイルにする。つまり、ワーキングを月2回それぞれやる。月曜日ワーキング、金曜日ワーキング、そうするとどちらかに出る。月曜日と金曜日が一番両極端なようなので、それで調整がつかないときに臨時ワーキングを水曜日なら水曜日にやる。何かそういうセットにしたほうが、よいのではないのでしょうか。A B C

というグループ分けは、比較的曜日によっているようだけれども、しかしAの方が必ずしも月曜日がいいとは限らないし、Cの方が必ずしも金曜日がいいとは限らない。ワーキングの組み方をご都合がつく委員のグループに特化をして、まず組みかえていく。その上で、曜日を定例会して、そこのワーキングを毎月定例的にやる。そこに順次かけていく。そういうスタイルにすれば、より多くの委員がどちらかには必ず出るようにするという形で、2分の1の確率で参加できる、そういうことを考えています。

端的に言うと、例えば10月の4つの案件にほとんど参加されない委員もいるのではないかと思います。つまりそれは結果的に月曜日に集中した、そんなふうにも思います。ABCのワーキングの組み方、グループの組み方、もう一回再考してみてもどうでしょうかということです。○村山委員長 いかがでしょうか。きょうは比較的時間があるので、余り急がずに。というとまた時間が延びてしまうんですが、何かお考えがあれば。あるいは事務局からコメントを出していただいて。

○河添課長 調整が一番大変なところです。定例で設けていくのは今までの審査会のやり方でもそうでした。月曜日月2回という形でやっていました。その一方で、あとはどれだけの案件が出てくるのか、そこの兼ね合いとか、あとは偏りはどうなんだろうというところです。皆様でご了承いただければ、そういう定例会のような形、定例で第2、第4週の月金という形でおいておくのは、一つのできる措置ではあると思います。その間は皆さんに時間をあけておいていただく。できるだけ早くこちらからキャンセルするのであればキャンセルをお知らせするという形で運営していくのも一つですね。

○田中副委員長 いずれにしてもワーキングは多分六、七名ですね。20名の委員がいて、3分の1ぐらい出ているからいいという考えもありますし、本来もうちょっと本当は出たほうがいい。半分ぐらい出たほうがいいというのがある。少なくとも案件それぞれが重要なのでということもあります。審議委員の出席率をできるだけ高める工夫が必要ではないかと思います。

それから、案件の一つ一つがなかなか重い案件が多いし、作業量が大変なので、それを分散化したほうがいいんじゃないかということです。あまり一部の委員に過重な負担がかからないようにしたほうがいい。そうしないと持続しない。だんだん嫌になって、大変だということになるということです。

○武貞委員 まさに10月月曜日全滅した委員なんですけれども、ほかの委員の方には大変なご苦勞をおかけしているんですけれども。どうしても月曜日は大学の授業の関係があって行けないので、案件の中身を資料を拝見して何かコメントをしたほうがいいなと思うものも必ず

ある。行けないということと、それから行けないけれどもコメントを出して出席している方にお願いますというのは、これはまたこれで責任を投げているような、非常に申しわけないというのがある。そうすると、この案件は黙っておくしかないかというような判断にどうしてもなってしまうところがあります。開催日を調整するときにある程度定例で月曜、金曜どちらかということにしておいていただければ、できるだけ、私の場合であれば例えば金曜日は出るようにしますというやり方はひとつできると思います。

それと、都合がつかなくて出席できないときに、委員としてコメントをどうするべきなのかというところについて、少なくとも助言委員会の中である程度コンセンサスというか、そういうときも出してもらっていいですよ。もしくはそういうときはある程度本当に絞ったものだけにして質問とかコメントは出してください。何かそういう方針も含めてセットになっているとありがたいなということ、休んでいて言うのは何なんです、感じていました。少なくとも1つ目の月曜日、金曜日、皆さんのご都合がつきそうな日である程度定例化していただくというのはひとつありがたいという気がしています。

○村山委員長 ほかにいかがでしょうか。助言の扱いについては、次の4番目のところで整理したいと思います。基本的に月曜日か金曜日が比較のご都合がつくわけですね。少なくともあえて水曜日にセットする必要はないんです。今の整理でも一応Aは比較的月曜日のご都合がよくて、Cが比較的金曜日がご都合がいいというような整理だったかなと思うんですが、田中副委員長がおっしゃるように必ずしもそうならない部分もあるので、もう一度組み直す。

○河添課長 ここは組み直しの方針ではあるんですけども、実はこのABCはそれぞれの分野、あるいはそれぞれNGOの立場とか、さまざまなファクターも踏まえて均等割りにして、私なりにはそれなりのいい案かなと思っていたんですけども、その一方で曜日が合わないのであればそれはそれで仕方がない。ここで考え方を変えて、ご都合のいい方ができるだけ集まれるようにするというのも一つではあります。悩んでいたところではありますけれども、ここでそういうご判断をいただけるのであれば、そのように組み直します。

○村山委員長 今のお話は、グループ分けはせずに、随時ご都合に。

○河添課長 いや、グループ分けはあらかじめしておいたほうが、もう一回皆さんに、いつご都合がよろしいでしょうかというのを再びアンケートさせていただいて、それでグループ分けをしておいたほうがよろしいのかなと思ったのですが。

○村山委員長 その場合に月曜か金曜という、一応の可能性を重視していただくということですね。

○河添課長 そうですね。両方ともバツの方もいっちゃう。

○村山委員長 そういう意味では水曜日があってもいいんですか。全体会合は月曜か金曜日になっていますね。

○河添課長 それはそうでしょうね。月水金でパターンをつくって提起してみましようか。

○村山委員長 まずそれを確認していただいて。

○河添課長 ただ、週に3回ワーキンググループを設定しておく、そのどれがあるか、キャンセルになるか、ある意味直前までわからない、そういうケースが、逆にご迷惑をかける形もあるかもしれないですね。そういう意味では。

○田中副委員長 曜日で決めるというのは日程を先取りしてしまうということです。委員が自分の手帳に書く。11月の22日とか、11月の24日とか、丸をしておく。必ずそれは自分はその日には出ますというふうにしてしまうわけです。アドホックで決めるやり方は、例えば今回11月何日の水曜日とか、その場で日程調整を始めるわけです。もちろんそれはそれで都合のつく人だけ出るということはあるでしょうが、そのたびに増減していくわけです。そういうプラス面とマイナス面があるということでしょうか。

○村山委員長 ただワーキングが開かれるかどうかというのがなかなか決まっていない状況がこれまでにあって、全体会合は割と早く決まっているんですが。

○福田委員 例えば第2月曜日というふうに決めた際に、そこで本当にワーキンググループが開催されるかどうかというのはどれぐらい前にわかるんですか。

○河添課長 今回のケースでも大体1カ月ぐらい前とか、それぐらいの間隔ですね。早いものであれば、例えばきょうご紹介させていただく12月とか、このあたりはどういう案件だというのがわかるんですけども、新しい案件あるいは協力準備調査をこれから始めるというものについては、1カ月か、早くても2カ月ぐらい前からというのが通常なんです。

○福田委員 私も田中先生と同じ意見で、押さえていただいて、1カ月前にキャンセルがあったらキャンセルでも私は構わないと思います。

○河添課長 少なくとも1カ月前までにお知らせするということがご理解いただければと思います。

○福田委員 それでうまく組めるかですね。

○河添課長 いろいろあるかもしれません。

○佐藤委員 あとは、私思うんですけども、私も月曜日に後期から授業が入って来られなくなってしまったんですけども、日程で決めていただいた後に先生方の名前がメールに出てい

ますね。そのときに、可能であれば簡単な専門分野を一、二個ぐらい入れておいていただけるといいなというのがあります。そうすると、例えばこちら辺では少し土木系が強いとか、政策系が強いとか、社会系が強いとか、NGOの方がかかわっているとか、かかわっていないとか、そういうのが見えてきますと、ここでは自分の立場としては言おうとか、参加できなくても自分の役割としてそういう違う意見を言っておこうという、そんなものにもなると思います。今回のある程度バランスを組んだABCの分け方から、日程をベースにした上で一人一人の名前の専門性というのが少し表に出るような形にさせていただけると、私もここでは言っておこうとか、ここは先生がいらっしゃるからある程度大丈夫だろうということができてくると思います。そういう配慮をしていただければと思います。

○河添課長 その点は一時はつくったことがあって、あるいはそのご意見を承るのであれば皆様ご自身のご専門をもう一度お話しいただく。整理させていただいて一覧表をつくって、皆さんに確認できるような形でやってもよろしいかとは思いますが。

○村山委員長 今のご意見も含めると、一度この表を確認していただいて、月曜、水曜、金曜で、午前中はないですか。もう一度予定を確認をしていただいて、ご専門も今のよう形で表にするとすればどうなるかというのをもう一度確認していただくということですか。

○河添課長 わかりました。

○村山委員長 基本的には3つに分けて何とか回していく。ただご都合を優先するとすれば、専門性とか所属の観点についてちょっとプライオリティーが下がってくるので、そういった偏りがあるか、ないかは少し出てくる可能性はありますね、そこは適宜補うということですか。

○河添課長 11月24日のワーキンググループ、成立するかどうかというのが問題なので、22日から26日の月金でもありですので、いかがでございましょうか。

○村山委員長 では、最初のナミビアの案件ですが、22か26、月曜か金曜ということですが、まず月曜日ご参加可能な方はいかがでしょうか。平山委員と二宮委員のお2人ですか。それでは、26日金曜日の場合はいかがでしょうか。時間によるという方が結構いらっしゃいますが、2時から開催ということだといかがでしょうか。そうすると金曜日のほうが可能性があるので。

○河添課長 26日の金曜日の14時ごろから。

○村山委員長 ということでよろしいでしょうか。あるいはもうちょっと遅くすれば。2時半スタートでいかがでしょうか。

○河添課長 ご都合がよろしいのは、松行先生と岡山先生と松下先生と平山先生と武貞先生、

よろしくお願いいたします。ウガンダの水力マスタープランについては、仮に、先ほどCグループと申し上げましたけれども、いかがでしょうか、この回にドラフト・ファイナルもご説明させていただくのですけれども、先ほど私が申し上げましたが、一度スコーピング案協議に出ただいた方がご参加するのが一番望ましいとは思いうndすけれども、その一方でもしご関心がある方がいらっしゃるようでしたらお願いしますという形なんですけれども。

○村山委員長 これについては22日水曜日が候補ですが、いかがでしょうか。

○河添課長 これもどちらかに動かすことはできます。

○村山委員長 水曜日開催の場合に仮にご参加可能な方はいかがでございましょうか。さっきのスコーピング段階で一度ごらんになっている方という意味では平山委員か田中副委員長ですね。水曜日は厳しいですね。この週の月曜日はいかがでしょうか。20日の場合はいかがでしょうか。金曜日の場合は、金曜日24日ですから、24日のほうが多いですね。では24日でよろしいですか。事務局は24日も大丈夫ですか。

○河添課長 大丈夫です。ご都合は午前中のほうがいいですか。

○村山委員長 午後でもいいんじゃないですか。24日2時スタートでいかがでしょうか。

○河添課長 わかりました。ありがとうございます。こちらからまたご案内させていただきます。

○村山委員長 それでは、3つ目の議題はそのような形で進めさせていただきます。

では、次ですが、助言委員会における助言の範囲ほか委員会の進め方ということで、前回からの継続の部分があります。これについては、まず9月3日に事務局から出していただいた資料が1つあります。それから、ほかに委員会の進め方について、先ほど武貞委員からお話があったように、ワーキングの中でどういう意見を出すかという、欠席の委員も含めてその話があります。ほかにもこれまでの進め方の中でお気づきの点があればお出しをいただければと思いますが、まず助言の範囲についてなんですけれども、これについては既にご説明をいただいていますので、資料にあるような形でまずはお示しをいただいたという段階です。ただ、これでどうなんだろうかという議論はまだしていないということがありますので、一度その点について議論をさせていただきたいということです。

前回も最後のほうにちょっとお話をしたのですが、私から少しお話をまずさせていただくと、9月3日の資料では、ある意味で助言委員会がガイドラインの中に文言として出てくるものが中心でまとめられているので、そういう意味では必要最小限という言い方ができるかもしれません。ただ、一方でここに書かれていることは、環境社会配慮の要素に関する内容については

整理がされていると思うんですが、助言の範囲ということになるとまたちょっと違う観点があるのではないかというふうに感じています。1つの点は、環境社会配慮の要素だけではなくて、プロセスの問題です。どういう形で環境社会配慮をやっていくのか。その点に関する助言も一方ではあるべきで、その点についてこの資料の中には含まれていないのではないかというふうに思っています。

今の点については、ガイドラインの中でも、例えば最初に上げられている1の1のところに理念というのがあるんですけども、この中にはどういうものが環境社会配慮かという、基本的なことが書かれていて、最後のほうには環境社会配慮は基本的人権の尊重と民主的な統治システム等に基づき、幅広いステークホルダーの意味ある参加と意思決定のプロセスの透明性を確保するということが書かれているわけです。ですから、こういう点が満たされているかということについても、助言委員会としては範囲の対象にすべきだろうというような気がします。この点が一つのポイントかなと思います。

それから、もう一つは、ガイドラインの中では2の8に当たるんですけども、JICAの意思決定という項目がここにあります。この中に、このガイドラインに基づいてJICAはどういう意思決定をするのかというがあるんですけども、1つの観点として、環境社会配慮が確保されていないと判断する場合、これはJICAが意思決定をこういう形ですということですが、そういう場合の想定されるものとして、例えばという例示があります。この中に、一つの例として、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、それから深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会、組織の関与がほとんどなく、今後も関与する見込みがない場合、それから事業が行われる地域の社会的、制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合という例示があります。ここはJICAの意思決定の部分ですので直接助言委員会がどの程度かわるかということは議論があると思います。議論はあるとは思いますが、ただ全く関係がないわけではないような気もするんです。ですので、この点についても、場合によっては踏み込んで助言をするということがあるのではないかな。これはすべてのものということではないと思うんですけども、そういうことも感じている部分があります。

ということで、私からは2つぐらいの観点なんですが、委員の方からもぜひこういった点を含めて、それ以外のこともあるかもしれませんので、少しご意見を伺えればというふうに思います。

○福田委員 今、村山先生がおっしゃったことはその一つ一つそのとおりだと思います。私か

らつけ加えることがあるとすれば、別紙1の対応プロジェクトに求められる環境社会配慮というのがありますが、この中で、代替案の評価がなされなければならない。その中でも最小化を目指すべきであるということと一緒に、これがプロジェクトの経済的、財政的、性能的、社会的、技術的分析等の調和が図られていなければならないといったことが盛り込まれております。環境社会配慮に関する代替案の検討というのは、そういう単独であるわけではなくて、プロジェクトのほかの側面とまさにバランスして初めてJICAの意思決定に役立つ情報になるという側面はありますので、こういった内容についても助言委員会として念頭に置いて考えるべき情報なんだろうなというふうに思っています。

以上です。

○村山委員長 まず、委員の方から少しご意見を伺って、その後事務局からお考えがあればお話しいただければと思うんですが。ほかにいかがでしょうか。

○平山委員 多分JICAで一番お困りの件は、案件が増加してきたということに伴って、これは我々が困ることでもあるんですけども、審議する時間が少なくなる。そうすると我々も困るし、JICAの審査部の方も困るということが起こっていると思うんです。そのときにどうするかということなんですけれども、基本的にはJICAから出していただく、きょうであれば環境レビューというのが出ていたというお話がありましたけれども、あの内容をもう少し工夫していただくことができないのかというのがあります。どういうふうにとということですけども、基本的に環境配慮、それから社会配慮の内容がどのようになっているのかということ、具体的にわかりやすいように示していただきたいということがあるんです。何を申し上げたいかといいますと、月曜日のワーキンググループがあったんですけども、あの説明もそれなりに一生懸命JICAから、事業部からしていただいたわけですけども、よくよく話を聞いてみると、結局のところは相手国でのEIAが行われた、それから名のある国際機関において一応これはいいという、そういう判定が出ているということを経験しながら、案件をかけられたということだったんですけども、それをその中身をよく聞いてみますと、EIAが行われたといっても、果たしてそれでいいといえる内容なのかどうかというのはわからない。それから、名のあるNGOの団体がオーケーを出しているといっても、それはNGOの団体に属している個人がオーケーを出しているだけなのか、それともNGOの団体そのものがオーケーを出しているのか、それからオーケーを出すときの言い方というのが具体的に留保なしでオーケーということなのか、それとも一定の留保があるのか。それとも対象が限られているのかなどといったところというのは、余りきちんと出していただけない感じがあるんです。それをワー

キンググループとかこういう全体会議の中で質問をする。追求をするという感じになってしま
うんですけれども、それはかなり時間的に大きなむだになると思うんです。ですから、その
ところをわかっているところ、わかっていないところというのは、環境配慮、社会配慮という
面で、具体的な内容を余り言葉を飾らずに示していただいて、すばっと議論ができるようにし
ていただけると、話が進みやすいのではないかと思います。

前回委員長からプロセスマネジメントという言葉がちょっと出て、なるほどそうだと私ずっ
とっておりましたし、きょうも同じようなことをおっしゃっておられるんですけれども、ま
さしくそこがポイントになるのではないかと思います。先ほど私が挙げた例からいきますと、
もしJICAのほうで、相手国がEIAをやっているので、もうEIAについて議論をする必要
がない。もしくは国際機関がオーケーを出しているから、もうこのところは別に議論をし
ていただく必要がない、内容について。ということであるのであれば、JICAのほうでその
ことをおっしゃって、これはもう済んでいるから、だから助言委員会にはかけません、もし
くは報告だけに済ませていただきますということを言っていたきたいと思うんです、それはJICA
Aの責任において。そのところはどうもプロセスという観点ではっきりしていないために、
何か責任の押しつけ合いみたいなことになっていると思うんです。それが全体に対してかなり
大きな影響を与えているのではないかという気がします。時間が足りないということを含めて、
もちろんこんなことを申し上げると、JICAのほうで、ではそれをきちんと準備しますとい
うことになると、多分、私の感覚では、私が役所にいたときの感覚からすると、JICAの審
査部の定員を2倍か3倍にふやさないと対応できないということに、ひょっとするとなにかね
ないかもしれませんけれども、時間的な制約とか、役割ということを考えると、私はこれが一
応の正論ではないかと思っております。

○村山委員長 平山委員のご意見では、整理が難しいんですが、環境レビュー段階ではJICA
Aからの方針についてより明確に示していただいたほうが良いということですね。

○佐藤委員 平山委員の継続だと思いますけれども、この環境レビューもそうですけれども、
歴史的にどんどん進展していく中で、今まで環境的な側面から環境社会配慮ですから、社会的
な側面、社会配慮と人権みたいな問題も出てきたときに、そういうようなものが今までも私ず
っと案件を見てきていますけれども、社会とか人に対する記述というのは弱いんです。そこ
に対して私も毎回同じようなことを言わなければいけなくなっているというのはどういうことか
というと、文章を立ち上げて書いてくる段階で、社会配慮、人権とか、人の問題とか、社会の
ことを記述するという点において随分弱いんじゃないかと私思っております。そこをもう少し

充実させることによって、ある程度環境レビューそのものがバランスのとれたものとして見られますし、だからこそもう少し細かいところをつつけるというか。つつけるという言い方は変かもしれませんが、本当に重要なことというのが議論できるようなものになってきますので、まだまだ何か広い中で言わざるを得ない状況があるということがあると、一個一個の重要な案件に対しての本質的な議論にいかないのかなと思っています。書いてくる段階での社会配慮、人権といったようなものをもう少し書く段階の中で強化していただけると、結果的にここで上がってきた段階でもう少しバランスの中で重要なポイントが議論できると思います。

○村山委員長 社会配慮面の記述の充実ということでしょうか。ほかにいかがでしょうか。もしよろしければ一旦区切って、事務局から今までのお話の中でコメントをいただければと思います。

○岡崎部長 ご意見ありがとうございます。まず助言の範囲ということで最初に申し上げておきたいことは、我々から助言というものを何かこういうものとして定義して、限定的に助言してくださいというようには全く考えていないということです。むしろ皆さんの専門に基づいて幅広いご意見を頂戴したいということが我々の基本的なスタンスです。一方で、我々が仕事をしていく上でガイドラインは最低限我々が遵守しなければいけない指針のようなものです。遵守しなければいけないものと、より望ましいものとの間に、当然ギャップがあるわけです。最近我々が一番直面している、先日のダッカのプロジェクトでも議論に上がっておりますが、一番直面している問題で気候変動の問題をE I Aの中でどう取り上げるかという問題がございます。これは、今回のガイドラインの改定の議論の中では触れられていません。ガイドラインそのものでも本文の前の前書きのところにそういうプロジェクトを積極的にやっていきますという文章が入っているだけなんです。これはなぜそうなのかというと、これはE I Aの中で気候変動というものをどこまで考慮し、加えていくべきかということは、現在なお国際的に議論が続いている段階にあるからです。例えば、GHGの測定についても、方法論がいろいろ提案されているような状況です。そういうものはなかなか最低限満たすべきものとしては書けない。しかし、例えばダッカのプロジェクトのように、GHGへのインパクトを考慮すべきだという助言はむしろご意見として大いに言っていただきたい部分です。それをどこまでやれるか。あるいはJ I C Aの中でこれをやっているセクションは地球環境部の気候変動対策室というところがやっているわけですが、国際的にまだいろいろな議論が出ている中で、どういう方法で、どうやって測定して、それが本当に客観性があるものなのかどうかということは、まだいえないわけですが、しかし、そういうことはやろうとしております。

したがって、先生方からご専門に基づいて言っていただく助言というのあまり限定的に考えないで多いに言っていただきたい。そういうことを申し上げた上で、2番目の意思決定との関係ですが、この場は意思決定の場ではございませんので、私どもは審査部として、この後JICAの意思決定のプロセスの中で、どういった助言がありましたということを理事会に対して報告をするということになります。その中で、環境レビューを経て基本的には助言いただいたものについてはすべてつぶしていきたいと思いますが、助言いただいたもの全てをクリアにできるかどうかというのは、なかなかお約束できません。ですが、その努力はいたします。

その上で、助言委員会から出てきた意見で環境レビューでクリアできなかったものについては、当然、私どもとしては意思決定のプロセスの中で理事会、理事長、そして最終的には日本政府に報告する。その結果、意思決定として皆様にご理解いただく段階で、助言についてここまではJICAとしてちゃんと配慮してくれたんだなというものもあれば、この点はJICAで無視されたというものも出てくるかもしれませんが、これは助言委員会からの助言を受けたJICAの中の意思決定のプロセスの中で我々が責任を持ってやっていく過程です。

この過程で一番難しいのは、いただいた助言の中でこれは我々も当然そういったことを相手国や実施機関に対して義務づけたい、要するに契約に落とし込みたいようなこと、それらを交渉の結果どこまで契約に反映できるか、できないかということが出てきます。そういったことを踏まえて最終的に意思決定に我々としても反映させていくということになります。

それから、福田委員のご指摘、ガイドラインに書いてあることですので、もちろんごもっともですし、我々はその説明をできないといけないんですが、このところは、最初に私が申し上げたこととちょっと矛盾しますが、例えば経済的な分析とか財務的な分析ということが議論になって、そちらにむしろどんどん議論が入っていくと、我々から見ると、そういう議論は、では会計の問題とか、財務の問題にどんどん深く入っていく、その結果、むしろ皆様方に期待している専門性の議論とは違う議論に入っていく可能性があります。円借款の場合、JICAの中では地域部が案件を担当しますが、技術的な検討とか財務的な検討というのは課題部という専門家の集まりがあって、そこが見ていくという世界で、かつ難しいプロジェクトになればいろいろな第三者委員会みたいなもの立ち上げてやっているのです、どこまでそういうものをこの環境社会配慮の助言委員会の場で議論するかについては、一概にお答えできません。ただ、ガイドラインに書いている以上、我々としてはそこは少なくともご指摘に対して一義的には説明しなければいけないんですが、さらにそこがどんどんプロジェクトの財務的な分析でIRRが本当に妥当なのか、計算の前提を示せとか、本来ここで列挙してあるような環境とか社会の

問題から離れていったときに、それが本当にこの委員会での議論の主眼なことかというところはあると思います。ただ、環境は経済成長とのバランスの中で議論されるべきですし、プロジェクトの妥当性を検証する上でファイナンスがどうなのかというのは当然我々は審査の過程で検討していますから、それが環境社会配慮との関係でどうなのかということは助言としてあり、あるいは質問としてあれば、それはお答えをしていきます。

それから、平山委員からあった点で、まず実態から申し上げますと、たまたま平山委員にご指摘いただいた、ワーキンググループ会合でそういう局面があったのかもしれませんが、きょうも午前中幾つかの案件の部長説明があったんですけれども、E I Aが承認されていない、もちろん行政手続として承認されたものか、あるいは承認のプロセスでどういう条件がついたかというのは我々は確認してくるんですが、そもそもそのE I Aが本当にE I Aとして我々が審査するに足るものになっているかどうかということから我々は入っていきます。ですから、そのE I Aが薄っぺらで内容がないものであれば、仮に相手国の行政手続で承認ということが行われようとしていても、それではだめだということは行っているということです。我々の審査に耐えられるE I Aにすることから入っていけるというのは、J B I CとJ I C Aが一つになって新J I C Aになったことで我々がやっていかなければいけない部分なんです。すなわち、旧J I C AとJ B I Cの時代であれば、E I Aのお手伝いをしましょうという旧J I C Aの仕事に対して、J B I CはそれはJ I C Aの仕事ということでやっていたんです。そこは今や一つの組織になっていますので、E I Aの準備段階から実態としては入っていきます。今たまたま新ガイドラインができて、いろいろな案件ができて、地域部も慣れていませんし、我々も慣れていないところがあるので、確かに案件の数も多いですし、いろいろ面倒に感じる部分もあるんですけれども、協力準備調査から円借款のプロセスが確立すれば、これはどのくらい時間がかかるかわかりませんが、いろいろな問題点は協力準備調査の段階でかなりクリアされていくはずですよ。されなければいけないんだと思います。ところが、きょうのエジプトのように、協力準備調査にかかっていなければいけない環境レビューになってくると、本来であれば協力準備調査のところでここで議論いただいて、問題点をご指摘いただいて調査もして、環境レビューへもっていく。これが回り始めでは、案件の数はふえますけれども、環境レビューのところでレビューすべき項目あるいは問題点になる項目というのがどんどんファインチューニングされていくはずですよ。そういうことで、案件の増大に対して何とかやっていきたいというのが我々の考えです。というのは、なかなか事業仕分等でも給料が減り、人員が減りという中で、審査部が幾ら審査機能を強化しろといわれても、人が増えるような状況ではありませぬので、

あとはやり方の工夫と、それからアウトソーシングというようなことでしか現実問題としてなかなか対応できないというところがあります。

それから、佐藤委員からご指摘いただいた点ですが、もともと環境アセスの世界から始まって、それが今では環境は数値化されて、その基準を守るかどうか。その基準がローカルスタンダードからインターナショナルスタンダードになって、それをいかに途上国に従ってもらおうかという部分はあるにしても、ある程度ここは途上国と我々との間でギャップが非常に大きくて、そんなことをいうんだったらもう日本に要請しないというような局面というのは余り意味がなくなっています。その代わり、新しい話として社会の要素がどんどん入ってきているというのはおっしゃるとおりなんです。社会的な配慮にいかに対応していくかというのは、実際の現場でより大きな問題になっているということは事実です。社会配慮あるいは人権への関与が弱いというご指摘をいただいたわけですが、我々なかなか政治的なイシューに入るところは別にして、例えば弱い立場、弱者への影響とか、それから、かつてであれば、例えば前のガイドラインであれば、ローカルスタンダード遵守が最終的にはよりどころだった。ローカルスタンダードで、例えば一番弱い立場にある人というのは、我々プロジェクトで、審査で経験しているのは非合法住民です。非合法住民というのはそもそも非合法なんだから守るべきではないというのがあったわけですが、新しいガイドラインのもとでは、これは基本的に配慮すべき対象に加えるべきだと。これは国際的にもそうになっていますし、我々もそういう方針でやっていきます。

それから、そういう人たちが実際に問題となっている現場でどうかということはあるんですが、異議を申し立てるメカニズムというのも基本的にはすべて取り入れられるようにしたいということで、新しいガイドラインでまとめられているヒューマンへの、人への配慮のレベルというものも格段に上がってきていますので、そういったことに具体的にこれからお応えをしていくということだろうと思います。いわゆる人権問題というところに入ってきた場合、どうしても政治が絡むわけです。例えば我々の最近やっている国では、イラクが民主的な国なのかとか、中東の部族社会で本当にすべての人の意思が確認できているのかといわれてしまうと、そもそもそういう欧米流の民主的なメカニズムがないような国で、そこはどうだと。それは人によってはそれは民主主義の観点から円借款は供与すべきではないんじゃないかという議論もあり得ると思います。そこはなかなか難しい問題です。しかし、少なくともプロジェクトの影響を直接間接に受ける人たちに関しては、立場の違いを越えて配慮すべき対象に加えているというのが現状です。

長くなりましたが。

○岡山委員 私は本当に4月以前の段階で、前がどうだったということも、それからそもそも、申しわけないんですが、いつもこのワーキングチームに出て、そのときに自分がやらなければいけない役割が何なのかも実はよくわかっていないんです。先ほどの、例えば福田委員がおっしゃってくれた環境レビュー、方針についての助言案ですよとあのとき言われても、実はよくわかっていないんです。なので、田中先生がおっしゃったような、横紙、とりあえずこれをまず見てみたときに、しかしそれをどうこうするためには、それこそCD-ROMでやってきたデータの多分分厚いものになるであろうものを見ないとわからない。それも5日営業日前に読むことができなかったのも、あのときに私の質問は大変申しわけないとは思ったんですけども、こういう案件であれば多分こういうところが問題になるはずなので、それについて書かれているのはどこですかという質問を送って、それがそのまま載ってしまったんです。そういうのがあって、私自身勉強不足もあり、準備不足もあって申しわけなくて黙っていたんですけども。そういう中で、それでも自分がこの案件に対して誠意を持って何かを、意見を言おうと思えば、岡崎さんがおっしゃってくれたように、恐らくはまずは率直に出すことしかないと思っています。そうすると、それが、例えば段階に応じて、ここで言うべきものではなかったり、範囲外であることも多分往々にしてあるだろう。実際そうなんです。とは承知はしているんですけども、一応言ってみるという感じになっているんです。

先ほどのダッカの案件もそうなんです、交通政策であれば、一番考えるのはそれが供用されたときにまち全体の渋滞がどれだけ緩和されて、全体として社会の環境影響が負荷が下がるかどうかということが重要だと思ったので、それをあえて言わせていただいているんです。ですけれども、それについては多分先ほどおっしゃった科学的には議論があつて難しいかもしれない。ですけれども、環境影響評価というものを行うときには、個々自治体の環境影響ではなくて、供用後にどれだけそれに意義があるかどうかというのを知りたいんです。なのでそういう質問がどうしても出てしまう。その質問に対しては、でもそれは範囲を越えているというせめぎ合いだったかなと、ここ2カ月ほどの私の経験なんです。

○岡崎部長 我々からすれば、皆さんそれぞれお仕事をお持ちで、しかしご専門があつて、かつJICAの、日本のODAやJICAの業務にご関心を持っていただいている皆さんにお願いをしているという立場から申し上げれば、審査の答申案ではないわけですから、我々が審査のときに読みこなしている資料に我々と同じ立場で全部目を通してください、もちろんお時間があれば見ていただいて構わないんですけども、そのことをお願いするつもりはございませんし、むしろ今まさにお話の中でありましたけれども、当然こういうプロジェクトをやるので

あればこういう点は検討されているんですねとか、こういう点はどうなんですかとか、こういうところは配慮すべきではないですかという助言が我々からすれば本当にありがたいと思います。ただ、検討されていないかもしれないし、それから日本の先進的な事例とか、あるいは先生方ご存じで、こういう取り組みもありますよというものがあれば、ひょっとすると日本の援助のやり方として議論の中で採用を促すようなことがあってもいいと思うんです。ですから、そういう観点からのご指摘等、ご質問は多いにさせていただいて構いません。

きょう、冒頭、福田委員から、助言に対してあって、我々中身を見れば大体わかるんですけども、福田さんは法律家でもいらっしゃるんで、我々から見てもらって我々がどうしたらいいのかわかるようにしていただければいいということだと思います。ですから、JICA自身の問題と、それから我々が審査を通して相手国、実施機関に求めていって、その結果どうして、何をきちんとされていくかということと、それからやる以上はJICAとして何をやれというところが、いただいた助言の中でわかれば、我々も一応専門でやっているんで、これは主語が隠れている。我々が言われているとか、そういうことはあるんです。そういう表現であれば、そこは余り体裁とか、文言にこだわらずに対応はできると思います。

○佐藤委員 私は先ほどの社会配慮と人権の話をご指摘しましたがけれども、岡崎部長おっしゃったことも私も感じるんですけども。要は人権は政治問題としてとか、いろいろな問題として取り扱うのではなくて、人権というものは環境、こういうODAが入ったときに社会における被害と便益の不平等の分配というのがもたらされるわけです。そういうふうにと考えると、やはりそういう異なる人々がいる中で、どういうふうな意思決定が行われるか。どういうふうなコミュニケーションが行われているかという面における、村山委員長がおっしゃったように、今回の要素の側面だけではなくて、どうしてもプロセスのところというのが配慮というのがどうしても弱い。逆にプロセスを少し抑えるべきところを抑えておけば、逆に要素ですべて要素だけを見ていくよりも、比較的バランスのとれたやり方ができるかなと私は思っております。今後人というものも考えざるを得ない。考えていかなければいけないときに、そういうようなプロセスに対する配慮項目というのは少し丁寧に提示されると、バランスがとれるかなと思うんです。

○岡崎部長 今その関係で一番我々が直面しているのは先住民とか少数民族の問題で、これは国によって意思決定のメカニズムが非常に充実しているところと、そうではない国と千差万別なんです、本当にまちまちなんです。先住民とか少数民族の中でも、意思決定のメカニズムが確立しています。その確立しているメカニズムを、これはかつてやった案件なんですけれど

も、社会として確立しているんだということを我々として把握した上でやっていった案件で、実際に批判されたんですけれども、それはそういうメカニズムでまとまった意見に対してその民族の中に反対する人たちがいるんです。そうすると、この案件の場合はその反対する意見をくみ取って、こういう人たちもいるということを指摘されたことがありました。いずれにしても、社会的に弱い立場にある人たちとか、あるいはプロジェクトの影響を受けて直接間接に影響を受けなければいけないような人たち、それから国際的に配慮すべきとされている先住民とか、それから少数民族、それからあと最近人権の問題でよくいわれるのは、プロジェクトにかかわる安全の問題とか、人の問題、社会の問題、すなわち人の問題で配慮すべきところは非常に広がっていますし、最大限このガイドラインでもそれを反映したつもりなんですけど、それを具体的にどうしていくかというのは、特に先住民族の取り扱いなどはどこでもまだ手探りというようなところがあります。

○村山委員長 私から一度、整理ではないんですけども、岡崎部長のお話を伺った上で感じるのは、部長がおっしゃるように我々の助言は必ずしも制限するものではないとお考えいただいているとすれば、9月3日の資料は限定的になり過ぎていると言わざるを得ないと思います。ですから、少なくとも最初の部分でガイドライン全体が対象になっていて、先ほど部長がおっしゃったような話があつていいと思いますし、それからプロセス、何人かの委員の方もおっしゃっていただいたんですが、プロセスについても含まれていることが明記されるべきかなと思うんです。そうでなければこの資料は一たん取り下げていただくぐらいの形にさせていただかないと、資料に記載されていることだけを対象にされたというふうになると、少し制限がかかり過ぎかなという気がします。

○岡崎部長 それは申し上げたいのは、少なくとも1でいっているのは、ガイドラインで何が書いてあるかということです。それから、2でいっているのは、助言の範囲といっているのは、環境社会配慮の支援と確認の観点に基づきということで、括弧書きの部分と、それから助言ということについては、我々から限定はしませんということを申し上げているので、資料を取り下げろとか、そういうたぐいの話では。ここでいっている環境社会配慮の支援と確認の観点から、皆さんが助言したいと思うことに関してはどうぞ助言をしてくださいということを申し上げているので、この紙と私が申し上げたことに、ギャップがあるかもしれないので。

○福田委員 この紙の趣旨がわからないんです。この紙は、率直に申し上げれば、環境社会配慮の項目というガイドライン2の3というところが掲載されていて、この範囲で助言をしてくださいということをJICAの方はメッセージして私たちに伝えたいのかなというふうにし

私は非常に単細胞なので、そういうふうにしか受け取りがたいというところがあります。そういう意味では、先ほどから議論に出ているとおり、私たちが基礎となる文章はもちろんガイドラインであって、しかしガイドラインにはいろいろな側面が、社会配慮項目のみならずさまざまな側面が含まれているので、ここで2の3だけが何か書かれているという文章について、いやこれはこのままでとおっしゃると、一体それはどういうメッセージを私たちに伝えたいのですかということが疑問としては残ってしまうということになると思います。

○岡崎部長 私たちが申し上げたことは非常に簡単で、皆様が環境社会の支援の観点に基づいて助言したいと思うことについてはどうぞ助言してくださいということです。

○福田委員 そうすると、ここで2の3が取り上げられている理由、2.3が取り上げられている理由がよくわからないというのが私の質問です。

○岡崎部長 だから、少なくともガイドライン上は環境社会配慮の項目としてはここに書いてあります。

○福田委員 これは項目ですよ。項目だけが環境社会配慮でないというのがさっきからの議論だと思うんです。

○岡崎部長 でもそれはガイドラインに別に書いてないわけですから。

○福田委員 それはいろいろなことが。

○岡崎部長 先程から私が申し上げているのは、皆さんがご専門の立場からこれは環境社会配慮の観点から重要だと思うことについてどうぞ助言をしてください。それが何かということまでは私どもからあらかじめ定義をしません、決めませんということです。ですから、書けるのは環境社会配慮の支援という観点から助言及び助言文書を取りまとめてくださいということだけを申し上げている。

○早瀬委員 私も話についていけないので確認したいんですが、福田さんがおっしゃっているんですが、2.3のこの項目の書き方は、結びは含むですね。これは限定するじゃないんですか。例示として書かれているのかなと思って私は読んでいるのですが、そう読むとそんなに不思議ではないんですけれども。違うんですか。

○福田委員 その点はおっしゃるとおりだとは思いますが、なぜ環境社会配慮項目というところだけ取り出されて、要するに先ほどからさまざまな方が指摘しているとおり、環境社会配慮にはプロセスがあり、原則があり、さまざまな側面があって、そしてその環境社会配慮項目として、要するにスコーピングでどのような項目を取り上げるかということがここに一つ規定されているという中で、なぜこの項目だけ、この項がここに引用されているのかというのが、

私には理解しがたいということを申し上げているんです。含むというのに限定する趣旨ではないというのは、それはおっしゃるとおりだと思うんです。

○村山委員長 私の理解では、早瀬委員がおっしゃるとおり、こういう項目に限ってなくてほかにも多分あり得ると思うんです。ただ、それはある意味で横の軸で、それぞれ項目について時間の流れがあって、どういうプロセスでやっていくかという話はあると思うんです。この部分については、横の項目がずらっと並んでいて、これ以外にありますという話はいいんですけども、ではそれをどういうふうにプロセスを追ってやっていくかというところが、今の時点の資料では含まれていないのだという理解です。その点についても含んでいただくというのはあっていいような気がするんですけども。

○岡崎部長 それを我々から限定的にお示ししていいんですか。

○村山委員長 そういう意味では、この2の3の項目を選ばれたというのも限定的な。

○岡崎部長 それは環境社会配慮の、配慮すべき環境社会配慮の項目がガイドラインには範囲としてこういうことが書いてあります、それを含むというところをあえてガイドライン本文に戻ってごらんいただきたいということです。

○村山委員長 ただそれと同時にプロセスの話もあって、これもガイドラインに含まれているわけですから、それについてお書きいただくというのはあってもいいと思います。

○田中副委員長 今の、まさにプロセスの話で、私は実は誤解していたのかもしれませんが、プロセスとおっしゃるのは、実はこのペーパーの裏側の2ですね。2.3の2の、つまり影響をある程度幅広くとらえるという、いろいろな段階においてというのは、私はそのように理解したんですが、先生がおっしゃるプロセスというのは、もっとどういうことを想定されているのか、手続のことを想定されていらっしゃるんですか。

○村山委員長 手続ですね。

○田中副委員長 こういう問題になっているかと思います。実は以前からの審査会からいろいろ議論があったとき、例えばプロジェクトの目的とか、あるいは合理性、このプロジェクトが妥当なのかつまり、例えば環境影響の面から見たときに、大気汚染の緩和を考えたときに、こういう道路をつくるよりは公共交通機関を整備したほうがいい、あるいはもっと代替の公共交通機関を考えたほうがいいんじゃないか。そういういわば事業の目的をある意味ひっくり返すようなというか、そこまで遡及するような話があり、ですから、私たちに付議されていることは一体どこまでですかというのはよくあったんです。あくまでそこはもう上位のところである程度意思決定なり計画決定がされていて、そのあと、例えば道路拡幅計画に対して環境影響な

り社会影響を見てほしい、こういう話かなと思ったら、よく考えてみれば、いや、ここで地域全体を考えたら、そこに道路を通すよりも、例えば公共交通機関をつくったほうがいいのではないかというのは、他方ではそういう意見もあり得るわけです。何でもおっしゃっていいということであれば、ではそういうことまで言ってもいいんですかという話になるんだけど。私はそれなりの計画プロセスがあって、確定とまではいかないけれども、だんだん煮詰まってきた計画プロセスがあり、ある段階で意見を聞かれたときには、それはそれなりの常識の範囲があるかな、遡すべきだというふうに思っていたんですけれども。

○岡崎部長 それは私も全く差はありません。私が何でも言うてくださというの、全然関係ないことをどんどん言うてくださということを申し上げているわけではなくて、それはご専門の立場からこのプロジェクトに向き合ったときにどこまでのことを言えるか言えないかというのは、それぞれの皆さんご判断があるでしょう。そこについて我々が制約を課すつもりはないということを申し上げています。村山先生のご指摘は、書くのが非常に難しく、というのは、JICAのプロセスと、それから相手国のプロセス、それから、相手国のプロセスも、プロジェクトを形成していく上でいろいろな検討があって、それぞれにプロセスがあるわけです。ですから、本当に多面的なものをどこまで配慮していくのかということで、ただ、ガイドラインを読むと例えばステークホルダー協議とか書いてあるわけです。それをプロセスのどこに当てはめていくかというのはなかなか難しく、かつプロジェクトによってもタイミングも違いますし、難しいなという気がするんです、プロセスを文章化するの。

○村山委員長 ですから、具体的にお書きいただくのは多分難しいというのは、私も直接かわっているわけではないのでわからないんですけれども、何となく感じはします。ただ、そうであるにしても、何かそういう文言がどこかに含まれていてもいいんじゃないかということなんです。例えばもう既に環境レビューの方針の中にもステークホルダー協議とか、情報公開ということについては項目として上がっているの、我々それを見て助言すべき点はしていいだろうという理解はしているんですけれども、この文章だけでは少しそれが読めないんです。

○武貞委員 この文章自体の書きぶりについて、ここで多分余り議論するのもどうかとは思いますが、多分2.の助言の範囲についてというのは、(1)のところで、上記1の各規定及び助言委員の委嘱内容から助言してくださという書きぶりになっています。その上記1の各規定というふうに言われているので、上に書いてあるところを見てやってねという、多分委員の方はこの紙を見て受け取ったと思うんです。なので、岡崎部長がおっしゃっているガイドラインの精神、ガイドラインにほかにも書いてあることの精神も含めて、それに基づいて助言をす

るんだという話が、ここのこの各上記 1 の各規定というところで何か限定されているようにどうしても見えてしまったというのはあると思います。ただ、それは助言委員の委嘱内容にはそうではないことも入っているんですよということなのかもしれないので、何とも言えないんです。多分読んだときに、皆さん読まれたときに、ここに何かちゃんと引っかかったところがあったんじゃないかという気がしています。あくまでも私の感想ですけども。

○河添課長 委嘱内容の話ですけども、実は委嘱内容自体は非常に単純で、ガイドラインの環境社会配慮の確認と支援という意味でお願いしますというふうには書かれています。

○武貞委員 そうだと思っているとなおさらこの 1 の各規定に基づいてというふうにだけしか見えなかったというのがあるかなと思いました。これはあくまでも私の受けた印象だけですが。

○村山委員長 武貞委員が先ほどおっしゃったように、この文章を細かく詮索することに目的があるのではなくて、実際に取り立てて議論するかというと、多分それは共通理解で余り差はないと思うんですけども。

○松下委員 確かによく読むとそういうふうに読めますが、ずっと岡崎部長のご説明を聞いていまして、基本的には環境社会配慮に関する必要な事項について助言委員会が必要に応じて助言するという観点から。ガイドライン全体を受けているということをここで共通の理解をすればいいのではないかと思います。もちろん田中委員が指摘されたように、どこまで意見を言っているのかという問題はあります。それはお互いの常識、知見、見識にかかわってきます。

極端な場合だと環境社会配慮が不十分であるからこの案件は再考すべきだと、そういう助言を出すこともあり得るでしょう。しかしそのような助言を出す前提としてそれなりのきちんとした根拠があるというふうに判断できる段階で出すべきであると思います、それに対して J I C A としてはそうでないということであれば、J I C A の最終的な決定として助言と異なることもあり得るし、助言が受け入れられないということもあり得ると思います。しかしそれはお互いのやりとりの中で決まってくるわけで、これからだんだん経験を積んでいく中で、慣習法的にルールができてくるというふうに思いますが。

○村山委員長 こちらもある意味で試行錯誤の段階ですので、今のやり方がベストだということもありはありません。ありませんけれども、慣れていく中で、ある程度やっていくときに、やはり要素の話もあればプロセスの話もあって、今、松下委員がおっしゃったように、中にはかなり厳しい意見が出てくる可能性もあって、それは必ずしも J I C A と完全に一致する必要はないと私は思っているんです。ただ完全に別々になる必要もなく、ある意味つかず、離れずの関係が一番いいかなと思っているんです。ですから、岡崎部長が最初におっしゃった中で、こ

こちらから出す助言に関してできるだけ対応していただくのはもちろんありがたいんですが、すべてご対応いただく必要も必ずしもないような気もしているんです。そういう意味で、やっていく中でそのあたりのころ合いは出てくるんだと思うんですけれども。そういうような感じで思っています。

○岡崎部長 助言委員会からの助言に対して基本的に環境レビューを通じて円借款案件の理事会承認、政府間の交換交文を交わす、JICAがLAを調印するということまでいって正式に意思決定するわけです。そのときには、少なくとも、例えば助言を100%踏まえて環境レビューをやって意思決定をしましたというものもあれば、まさに先生がおっしゃったように、助言のうち幾つかについては、あるいはひょっとするとプロジェクトをやること自体が反対だという助言が出てきて、それに対して我々がやった場合には、全くその助言を無視したような形になってしまうとか、少なくとも私たちがJICAの中でいっているのは、助言委員会から出た助言に対して我々の意思決定には説明責任がある。したがって、助言の内容について採用されたものは、それは行動でお答えできるわけですが、採用できなかったものについても、それは意思決定をした以上、なぜ助言に対して助言された方の意に沿わない形で意思決定をしたのかということに関しては、これは当然JICAに説明責任がある。

○村山委員長 そういう意味では我々も説明責任があるので、こういう資料で何でこんな助言を出しているんだというふうに言われたいような対応をしないといけないと思っていますので、それはできるだけJICAの事業にプラスになるような形が望ましいとは思っているんですけれども、場合によっては本当に違うような立場で意見を言わざるを得ないかなとは思っています。

○二宮委員 今伺いしようと思ったら部長がレスポンスしていただいたことで半分ぐらいはわかったんです。助言に対して対応できなかった部分については説明責任があるということで、例えば理事会として、あるいは政府にいったと、先ほどおっしゃいましたけれども、その後それからどうフィードバックがあるかということについては、何か具体的なイメージというのは我々として持てるのでしょうか。

○岡崎部長 少なくとも助言委員会とJICAとの間というのは、協力準備調査のスクーピングのところと、それから協力準備調査の報告のところ、そして環境レビューの報告、意思決定の後助言委員会の議論に付された案件については、すべてモニタリングを報告することになっていますので、JICAでその報告をした段階で、かつこれだけの頻度で集まっているわけですから、先日調印された、あるいはE/Nが交換されたあの案件についてはどうなっています

かということは、これは自由にお聞きいただくことがまずできるということと、それから、我々からすれば、ここで議論の対象になった案件というのは、その後どう進んでいくかという、モニタリングの対象として報告をすることになっていきますので、言われたことについて一切口をつぐむということもないですし、委員会へのモニタリングに関してもご報告します。

○二宮委員　というのは、例えばメールで田中委員からご提案があったときもそうなんですけれども、モラガハカンダの話でもそうですけれども、非常に、さっき部長がおっしゃったようにプロジェクトのプロセスが多様ですね。非常に長いもの、10年代に最初に始まったものとか、もうちょっと近いものとか、ですから、そうすると、例えばモラガハカンダの場合は、米の増産が前提であるというところから始まっているんだけど、それは本当に今でもそうなんですかという確認から始まって、例えば砂漠でゴミを増産するようなことを最初からやめたらどうですかというような、相手国のガバメントの意思決定にかかわるようなことまで、最初から確認するようなどころから始まったりするわけです。それはその場で説明していただいてわかったんですけども、例えば先ほど出たダッカの件でも、道路をたくさんつくるのではなくて、ほかの交通機関でやったらどうかとか、そういう話というのは多分出てくるけれども、相手国側の意思にかかわる部分で、どこまで入れるかというところは難しいところですから、そういう話は多分すぐにクリアになるという話でもなくて、しかし、それを、しょうがない、国の政治にかかわることだからということが積み重なってくると、結局その助言をしてもそれが政治的な部分で余り取り上げられないということが前例になって、どこまで、すぐには無理けれども、次のときには反映される。もうちょっと最初の段階から関与できるものというのは戦略的にそういうことも含めた助言をしていかなければいけないと思うので、そうすると、もうちょっと高いレベルに話がいったときに、そここのJICAの委員会のフィードバックが、わからないといえますか、そういう部分というのはどういうふうにイメージしたらいいのか、今の段階ではわからない。

○岡崎部長　プロジェクトの妥当性、必要性について、どういう経緯があろうが、今の段階できちんと説明できないプロジェクトは、それはやはりやるべきではないのでしょう。そこはJICA側がきちんと説明をできるようにしていかなければいけないし、それは当然相手計画政府もそうなくてはならないし、それを前提にして日本政府に要請しなければいけないということがあります。今後、今は本当に新しいガイドラインができたばかりで、7月1日以降の要請の案件に適用してきていますが、協力準備調査がかかっていないけれども、円借款本体の要請が出てきているような案件もあるわけです。先ほど申し上げましたが、これが協力準備調査を

やった案件がどんどんふえてくれば、それが円借款の本体につながっていくようなケースが増えてくれば、プロジェクトが最後に上がってくるようになりますから、いろいろな案件で経験したことが次の案件で協力調査の段階からいろいろ反映させていくことができる。旧 J B I C の時代にも円借款で J I C A の開発調査にかかって円借款を取り上げた案件というのは非常に打率は低いんです。ですから、だれかがやった F/S とか調査で円借款のほうが圧倒的に多かった。そうすると、調査の段階ではかかわっていないことが多いんです。新 J I C A で今後出てくる案件で、調査の段階から協力準備調査を打つことで、最初からここに出ているような議論を反映させた形で調査がどんどん進んでくれば、だんだんご不安のようなケースというのは減ってこなければいけないと思うんです。

○二宮委員 将来的にはそれでももちろんそういうふうな流れになるわけですがけれども、今それでも、この間のウラルアカンダのような例で、かなり詳細に、先ほど岡山先生がおっしゃったようにさかのぼって見ないと、もしこれで助言委員会のプロセスを経たのに非常に大きなそごを残すような、かつて非常に問題になった、そういうことを我々も非常に懸念するので、そこはほかの委員の先生はどう思うかわからないんですけれども、どこまで慎重にやればいいのか。そうすると、何度も何度もワーキンググループという、田中先生がご懸念になっているような、何度も何度も無理かもしれないけれども、二度、三度ということもあり得るかなと思うんですけれども、二度目をやるのもかなり頑張るってやるというような感じですね、今回は。三度目はないかなというような感じなので、それでどこまでカバーできるかというのはちょっと不安はあるんです。将来的には確かにそうなるべきだし、それは期待できるような状況はできているとは思いますが、そこがちょっと懸念です。

○田中副委員長 つまり、この助言委員会の審査の内容を上げる、どこまで環境面、社会面についてきちんと丁寧な審査が行えるか。そのためにはどうしたらいいかというのはあると思うんです。私自身は、実は自治体の審査会に加わったことがあって、割と自治体というのは現場を見ることも含めて最低 4 回ぐらい審査会をやって、そして答申をまとめるという手続きをとることが多いです。重要な案件でいえば道路をつくる、この地域にはかなり重要な案件の場合には、場合によっては現地調査をしてもらおうとか、そういうことも含めると、半年とか、1 年とかかかることもあるわけです。私は J I C A の審査会が本当に最初は概要説明で、ある意味あとは資料ベースでちゃんと読んでください。意見なりコメントをください。それを一回のワーキング、それが 3 時間、4 時間になる場合もありますが、そこでもう助言案にまとめるといったときに、私自身としてそこにかかわったときに、個人ですが、十分この事業の社会

面それから環境面を把握した上でうまく本当に指摘すべきことは言えたんだろうかという思いはいつも残るんです。不燃感というか、ちゃんとできなかった。ある程度意を尽くして、確かにこの審査会を通った後はちゃんとした配慮がなされているんだというところまで本当は持っていかなければいけないと思うんですが、何か最初にスケジュールがある。何日までには上げてほしい、そういう日程上の要請があって、ある意味そこをかなり圧縮してやっているところがあります。ですからそこをどうするかというのは、今の関係でどこまで掘り下げるかということを含めて、どこまで審査をきめ細かくやるかというときに、審査委員の一委員としては今のままでは少し物足りないというか、十分ではないなというのはあり、事実そのように思っております。何とか改善できればいいなと思います。

○岡崎部長 今後の検討課題だと思います。というのは、物足りなさ和田中先生が感じているぐらいのところが、逆にいうと将来何かあったときに責任を問われない位置かもしれないわけです。あくまでも助言したんですと、その助言をどうしたかはJICAの問題だ。審査に深くかかわればかかわるほどJICAとの一体性を問われることになりますから、そこはいただいたほうがいいと思うんです。ただ、我々は、例えば審査の段階とか、あるいはモニタリングの段階で助言委員の先生方に加わっていただくことに対しては全くオープンです。むしろ、先生方のバックグラウンドというのは、やはり日本の経験がメジャーの方が多いと思うんです。途上国の現場というのもありますから、前回のガイドラインの改定のときに、松下先生には行っていただいたんですけども、実際に前のガイドラインの適用案件がどうだったかというのを見ていただいて、視察に行ってください、視察です。審査のプロセスの中で、これは例えば何々先生に見ていただいたほうがいいんじゃないとか、それから、一足飛びにそこにいかないまでも、いま一番我々が事業仕分けで問われているのは、モニタリングが弱い、あるいはインプリが弱いというところに、まずはそこから助言委員の先生方に我々が行うモニタリングと一緒に行っていただくとか、そういうことは全くオープンです。今、調査の中に外部の方に行っていただくのは技術的なコンサルタントの方はかなり行っていただいていることが多くて、それはJICAの中にも専門家がいらないようなケースです。それからあとは、過去のケースですと、非常に大きなプロジェクトで議論を呼びそうなものは、案件は国内支援委員会みたいなものをつくって、そこに入っていたいたというのもあるんですが、そこまでいかずとも、通常やっているようなプロセスの中で現場に行ってくださいということはあっていいと思います。ただ、プロセスの中にそれを入れようと思うと、やっぱり早目、早目にいかないと、結果的に視察だけに終わってしまうので、それがいいのか。あるいは本当に我々のプロセスに入ってい

ただのいいのかというのは議論があります。

○福田委員 今の点だけ意見を申し上げたいんですが、ここでいろいろ随分議論は先のほうまでいってしまったんですが、そもそも議論のきっかけとなったこの9月3日付の紙というのが配られているんですけども、一応我々は外部の専門家からなる第三者的機関であることを求められていると思うんです。だから、委員の方が委員としての資格で何か、しかし審査の、要するにJICAが行う審査の一部を担うというのは、それはそれでまた少し筋違いなのかなというふうに思ったので、その点だけ指摘させてください。

○岡崎部長 田中委員からあったので、我々は別にオープンだということです。確かに外部の意見である。ただ、やはりこのプロジェクトのこの部分について現場に行ってみないとわからないということは多々あると思うんです。よく原科先生がなぜJICAに助言委員会を入れたのか、それは国際機関には理事会があって、各国の利害を代表する形で理事がいて、そこに総裁以下の事務局と理事会との間に緊張関係がある、日本の場合はそれが無い、だから第三者委員会ということに意義があるんだということをおっしゃっていますし、委員でかかわっていますけれども、国際機関でもそれは事後的に見にくいようなことはあっても、あるいは、非常に問題案件で、責任が取り囲まれているような案件であると事前に行ったりというのはありますけれども、基本的にはないと重います。

○田中副委員長 先ほど武貞委員から出た、欠席したときにコメントを出すということをどう考えるかという話があった。僕はそれはとてもいいことだし、必要なことだと思っているんですが、ただ、自分でなかなかそこは手が回らないのは事実です。実は、前回の委員会のときは、たしかそういう、いわば助言料という大げさですが、助言したことに対して何か金銭でインセンティブをつけて、そういうものを求めるような仕組みがあったと思うんですが、欠席された方がそういうものをちゃんと文章を読まれてコメントを出すというのはそれはそれで評価したほうがいいんじゃないかというのは思いました。コメントを出すというのは結構大変なんですね。文章を読んで、それなりに時間もとりますし、何時間か委員は自分の時間をつぶされていると思うんです。そういう中で、しかるべき論点を披瀝をする。ある意味審査に多様な視点を付与していくというのは、僕はいいことだと思うんです。いろいろな仕組みの中で今回そういう仕組みを一たん廃止されたんですか。

○河添課長 コメント謝金等は出席の謝金という形で、参加謝金という形でお支払いしていると思うんです。今回ワーキンググループは基本的に会合形式でやるというルールになっていますので、議論をして、その中で助言をまとめていくものだということで位置づけを行いました。

その一方で、以前と比べると参加者が多い感じになっていると思うんです。そこは会合にご参加いただけるようなインセンティブをこちらで考えた次第ではあります。ですので、できるだけ会合に参加していただくことを念頭において助言委員会を運営していきたいと思うんですけれども。

○田中副委員長 場合によっては出席謝金を少し減らしてコメント謝金をつけるという、そういう形で参加する、審議に参加するという、そういう形もあり得るという意図で申し上げたわけです。そういうこともあってもいいのではないかな。確かに一般的な委員会形式は多分今やっているような形式になっている。出席に対して手当てをするということですね。それは、しかしきちんと出席しないけれども努力されて議論に参加している人もいるわけですが、あるいは会議には顔を出すけれども実質的に審査に参加しないケースもある。ですから、そんな工夫をされてもいいかなと思ったということです。

○村山委員長 そのあたりも試行錯誤ですね。簡単なコメントだけで出席されたのと同じようなこともないわけではないので。きちんと読むとかなり時間はとります。

○岡崎部長 それは前例もあることですので持ち帰らせてください。

○武貞委員 むしろ欠席したけれども、ワーキンググループの出席されている方々にある程度お任せせざるを得ないようなところを、助言委員自身としてそういうのもありでいいですよというふうにある程度緩やかなコンセンサスがあればそれはそれでいいと思うんです。そのことをある程度委員の間で周知できていれば、これから出られないけれどもコメント出しますという人もふえてくるかなと気はします。

○村山委員長 では、それはよろしいでしょうか。

それから、先ほどの助言の範囲の話ですが、きょうの議論を踏まえると、9月3日の資料に加えてきょうの議論を考慮するという扱いでよろしいですか。そういう形でさせていただきます。

それから、もう一つは、田中副委員長からメールでお話があったんですが、ワーキンググループは基本的にはワーキング委員が出席することになっているんですけども、それ以外の委員の出席もあっていいんじゃないかというお話がありました。これについてはいかがでしょうか。私は基本的にワーキンググループは公開されているので、だれでも参加できるという意味ではワーキンググループの委員の方以外でも参加は構わない。ただし、そのかわり先ほどの話もあるように謝金の関係があるので、一般の委員として参加される場合は謝金はないというのはありますけれども、そうするかどうか。

○河添課長 一般の委員でもお支払いはしています。

○村山委員長 されているんですか。

○河添課長 はい。

○村山委員長 そうすると一般の委員も参加されているということですか。

○河添課長 一般の委員というのは、この助言委員の方ですね。

○村山委員長 そうです。

○河添課長 そういう意味では出席していただければ。

○村山委員長 そういうことでいいわけですか。

○田中副委員長 私の意図は、先日のスリランカの案件で、1回目が開かれて大分大議論があって、松下先生がまとめられた。メールで拝見いたしました。その後助言案を形成するのにもう一回ワーキング、第2回目のワーキングが必要だということで、情報提供いただいた。たまたま私が副委員長だったのであわせて情報提供をいただいたのです。それを読んだときに2回目たしか11月2日か何かで、出席委員がたしか4人ぐらいで、1回目が7人で、それが4人か5人になる。それを含めて、それであれば、2回目の11月2日に新しく日程調整がされたのであれば、これはもう一回全委員にお知らせをして、この案件について2回目のワーキングなのでそこに参加されるということを含めて周知して呼びかけたらどうか。そういうふうに思ったわけです。その趣旨は、もちろん助言案ということで第1回目の委員会からで、途中参加の委員と情報量が違うので、多少温度差はあるけれども、しかし全体委員会もそうですが、途中参加の委員からいろいろな視点が出てくるだろうし、論点としては深くなる。しかも2回ワーキングをやるという重要な案件であれば、もちろん自分もぜひ出席して意見を言ってみたかった、あるいは言ってみたいという人もいるだろう。そういう点で機会を広く提供するということは助言委員会としては助言の内容を豊富にする意味では意味があるんじゃないかと思って言ったわけです。ただ、問題点は、第1回目の委員と第2回目の委員で情報量に差があるので、何か繰り返しのような議論をしたり、蒸し返すような議論をすると、これはとてももったいないですし、無駄になります。そこは差配を座長なりと相談して、あるいはあらかじめ情報を当日の審議資料などを送っておいて読んできてもらう。自分なりに意見を、場合によってはあらかじめコメントを用意してください、そういうような、一定の呼びかけをすればいいのかなと思った次第です。そこで委員会全体まで呼びかけたらどうでしょうかというのがメールで連絡させていただいた。

○村山委員長 私も確認したい点は、繰り返しになるというのは一番非効率なので、参加され

るからには前の議論については全部把握しておいていただく。それは前提です。そうしないと謝金まで出してまた繰り返しというのは私は受け入れられないです。

○岡崎部長 前回の議論は報告を受けた上で4時間かかったということなので、もう一度4時間かかって同じレベルにきて、そしてでは3回目ということになると、まさに村山委員長がご懸念のことが現実になってしまいます、そこだけは。

○松下委員 前回4時間ほど結果的にかかってしまいましたが、内容が大変多岐にわたっていて、質問も多くて、そういう概要説明と質問に対する回答、それだけでほぼ時間を費やしてしまいました。助言案について実質的に審議ができなかったとので、助言案をメールでまとめようという考え方もありましたが、もう一回開こうということで日程調整をしました。現在の予定では11月2日火曜日午後です。それで福田委員からは事前に重要なご意見をいただいたので、福田委員にも参加していただくという方向で調整しています。また、原則としてはほかの委員からもご意見があればぜひ参加していただきたいと思います。しかし、今、委員長が言われたような前提で、十分よく論点を把握した上で、ぜひとも意見をつけ加えたいということがあれば参加していただくということで考えております。

○村山委員長 今のスリランカの案件については、皆さんに情報が回っているんですか。

○河添課長 と思うんですが。ただ、当日配付した資料があります。福田さんのためにはきょう持ってきたんです。ただ、そのほかの方々の皆さん、ほかの方がもし参加希望ですと、またお届けしなければいけないという状況ではあります。そこら辺が時間がかかるかもしれません。

○村山委員長 そうすると、そこを一度メールでもいいので、問い合わせいただければと思います。

○河添課長 きょういらしていない方にご案内するということで。

○村山委員長 きょうご参加の方でも11月2日希望される場合は後でお申し出いただければと思います。それでは、時間がそろそろきているんですが、ほかに何か進め方で論点がありましたら。きょうは大体このあたりでよろしいでしょうか。

○福田委員 私はメールで申し上げた環境レビューのワーキンググループに実施機関の方々が参加されるというのはちょっとどうかなというふうに思っているところがあるんです。というのをメールで皆さんに。ちょっと時間がもうないですね。

○村山委員長 私自身は一応の整理をメールでお伝えしたつもりではあるんですが、ではそれも一度議論する機会をつくりましょう。

では、きょうは今後のスケジュールを確認していただくということです。既にこれは出てい

る話ですが。

○河添課長 11月5日にもう一度全体委員会を行わせていただきます。3時半から、今度はJICA本部になります。ワーキンググループ、既に決定しているのが11月1日、アフガニスタン、環境レビューですけれども、11月8日ということになっております。また、きょう決まったスケジュールもありますので、追って皆様にご案内いたします。

○村山委員長 それでは、ほかになればきょうはこれで終わらせていただきます。

○河添課長 1つだけ、きょうお渡しした資料の中で、先ほどのカイロの助言案を検討する上で、質問・コメントと助言案と対照となっているものがあるんです。これはもともと我々がきょうの議論が円滑に進むようにということで提示させていただいたものですので、ノンペーパーの扱いになっていたものだと思います。ノンペーパーの扱いというのは、要するにワーキンググループの中で質問と答えの対照記録するために同じような内容になっていますので。

○村山委員長 私はそれは理解が違うんですけれども。その点も含めた上できょうの資料をつくって出したつもりなんですけれども。というのは、JICAからの回答は入っていないです。助言案の内容についてのみ右側に上げてあるので、特にこれをノンペーパーにする必要はないと思います。

○河添課長 この中でアンサーと書かれているところが何件かあるんですけれども。

○村山委員長 あるのであれば、それは。

○河添課長 そこは外してということでしょうか。

○村山委員長 そうです。

○河添課長 わかりました。

○村山委員長 アンサーがあるとすれば私のミスです。

○河添課長 そうなんです。記憶しているとか、そういう表現で、本来的には会議を円滑に進めるためにあえてお話ししているようなところもありますので、ここは外して公表することになります。

○村山委員長 では、ほかになればこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

午後 6時00分閉会